

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則……………（施設運営指導課）	22
○北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則……………（施設運営指導課）	27
○北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則……………（施設運営指導課）	32
○北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則……………（施設運営指導課）	36
○北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則……………（人材育成課）	40
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則……………（人材育成課）	40

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告……………（税務課）	40
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	41
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	42
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	42
○道路の供用の開始……………（道路課）	42
○急傾斜崩壊危険区域の指定……………（砂防災害課）	42

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	42
----------------------------	----

道人事委員会告示

○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の全部改正……………	43
-----------------------------------	----

規 則

北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第13号

北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 人員に関する基準（第3条）
第3章 施設及び設備に関する基準（第4条・第5条）
第4章 運営に関する基準（第6条—第11条）
第5章 ユニット型介護老人保健施設に関する基準（第12条—第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第98号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第2章 人員に関する基準

第3条 条例第4条第1項第4号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設（基準省令第2条第6項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）の当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員
- (2) 病院 医師、栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
- (3) 診療所 医師

2 条例第4条第1項第5号及び第6号並びに第2項第3号及び第6号の規定にかかわらず、

医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数
- (2) 理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士 併設される病院又は診療所の医師、理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- 3 条例第4条第2項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 4 条例第4条第2項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。
- 5 条例第4条第3項ただし書の規則で定める職員は、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員とする。

第3章 施設及び設備に関する基準

（施設）

第4条 条例第5条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める施設を有しないことができる。

- (1) サテライト型小規模介護老人保健施設において、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合 調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室
- (2) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設において、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められる場合 条例第5条第1項各号に掲げる施設（療養室及び診察室を除く。）

2 条例第5条第2項第2号の規則で定める基準は、食堂の面積が2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上であることとする。

（構造設備の基準）

第5条 条例第6条第1項第1号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

- (1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。第12条第3項第2号アにおいて同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第32条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 療養室等が3階以上の階にある場合において、条例第6条第1項第2号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とするときは、その直通階段の数を条例第6条第1項第3号の避難階段の数に算入することができる。

3 条例第6条第1項第5号アの規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）であることとする。

4 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第4章 運営に関する基準

（電磁的方法）

第6条 条例第7条第2項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）は、次のとおりとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項（条例第7条第1項に規定する重要事項をいう。以下この条において同じ。）を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 介護老人保健施設は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に規定する方法のうち、介護老人保健施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（入所者から支払を受けることができる費用）

第7条 条例第14条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第11条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する

特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第11条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第11条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第14条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（管理者が従事することができる施設）

第8条 条例第26条ただし書の規則で定める施設は、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設又はサテライト型居住施設とする。

（計画担当介護支援専門員の業務）

第9条 条例第28条の規則で定める業務は、次のとおりとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(4) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(5) 条例第40条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第10条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知すること。

(2) 介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第29条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処その他の事項に関する手順に沿った対応を行うこと。
- (事故発生の防止のための措置)

第11条 条例第40条第1項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、その分析を通じた改善策を従業者に十分に周知するための体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること。
- (4) 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的に実施すること。

第5章 ユニット型介護老人保健施設に関する基準

(施設及び設備の基準)

第12条 条例第45条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定める施設を有しないことができる。

- (1) ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設において、本体施設の施設を利用することにより当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められる場合 調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室
- (2) ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設において、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められる場合 条例第45条第1項各号に掲げる施設（療養室及び診察室を除く。）
- 2 条例第45条第2項第1号ア(イ)の規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニット（条例第43条に規定するユニットをいう。第14条において同じ。）の入居定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。
- 3 条例第45条第4項第1号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。
- (1) 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、

条例第54条において準用する条例第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第54条において準用する条例第32条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

4 療養室等が3階以上の階にある場合において、条例第45条第4項第2号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とするときは、その直通階段の数を条例第45条第4項第3号の避難階段の数に算入することができる。

5 条例第45条第4項第5号アの規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）であることとする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。

6 条例第45条第5項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(入居者から支払を受けることができる費用)

第13条 条例第46条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

- (3) 基準省令第42条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第42条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第42条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第46条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(職員の配置)

第14条 条例第52条第2項の規定による職員の配置は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第15条 第6条及び第8条から第11条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- (みなし介護老人保健施設の施設及び設備に関する経過措置)
- 2 介護老人保健施設であって、その開設者が介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下この項において「施行法」という。）第8条第1項の規定により当該介護老人保健施設について法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの（以下「みなし介護老人保健施設」という。）のうち、平成4年9月30日以前に老人保健施設（施行法第24条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第6条第4項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。）として開設されたものについて、第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

- 3 みなし介護老人保健施設であって、介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成11年厚生省令第91号）第1条の規定による廃止前の老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準（昭和63年厚生省令第1号。次項において「旧老人保健施設基準」という。）附則第3条の規定の適用を受け平成12年4月1日前から引き続き老人保健施設として開設していたものの構造設備（当該適用に係る部分に限る。）については、条例第6条第1項第2号（エレベーターに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

- 4 みなし介護老人保健施設であって、旧老人保健施設基準附則第2条第1項の規定の適用を受け平成12年4月1日前から引き続き老人保健施設として開設していたものの構造設備（当該適用に係る部分に限る。）については、条例第6条第1項第5号アの規定は、適用しない。
- (食堂の面積に関する経過措置)

- 5 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第2項中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

- 6 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 食事の提供に支障がない必要な広さを有するものとし、機能訓練室と合計した面積が、3平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上であること。
 - (2) 機能訓練室の面積が40平方メートル以上の場合は、食堂の面積が1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上であること。
- (構造設備に関する経過措置)

- 7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、条例第6条第1項第1号の規定は、適用しない。

- 8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設

設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、条例第6条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

（廊下の幅に関する経過措置）

9 平成14年4月1日において現に医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物（同日において基本的な構造設備が完成しているものを含み、同月2日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）内の同条第2項第4号に規定する療養病床若しくは同項第5号に規定する一般病床又は医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第4号に規定する経過的旧その他の病床若しくは同項第5号に規定する経過的旧療養型病床群に係る病床を転換して平成18年3月31日までに開設され、又は増設される介護老人保健施設であって第5条第3項の規定に適合しないもの（当該転換に当たって当該規定に適合させることが困難であったものに限る。）の廊下（当該転換に係る部分に限る。）の幅については、同項中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

10 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第5条第3項及び第12条第5項の規定にかかわらず、幅が1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）であることとする。

11 平成18年4月1日前から引き続き存する療養病床若しくは一般病床であつて、かつ、同日以後に療養病床若しくは一般病床から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の廊下の幅については、当分の間、第5条第3項中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

（共同生活室の面積に関する経過措置）

12 平成17年10月1日前から引き続き法第94条第1項の規定に基づく開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、条例第6章及びこの規則第5章（第12条第2項を除く。）に規定する基準を満たすものについて、第12条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニット（条例第43条に規定するユニットをいう。第14条において同じ。

の入居定員を乗じて得た面積以上であることを標準」とあるのは、「当該ユニット（条例第43条に規定するユニットをいう。第14条において同じ。）の入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さであること」とする。

北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第14号

北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 人員に関する基準（第3条）

第3章 設備に関する基準（第4条－第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条－第11条）

第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設に関する基準（第12条－第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第99号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「基準省令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第2章 人員に関する基準

第3条 療養病床を有する病院であり、かつ、条例第4条第3項に規定する老人性認知症疾患療養病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、同条第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部

分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。

2 条例第4条第1項から第3項(この規則附則第4項において読み替える場合を含む。)まで並びに前項並びに附則第3項及び第7項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 条例第4条第1項第5号及び第3項第6号並びにこの条第1項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

4 条例第4条第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

5 条例第4条第4項の規則で定める介護職員は、指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。)及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員とする。

第3章 設備に関する基準

第4条 条例第5条第2項第2号の規則で定める基準は、療養病床に係る病室の床面積が、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上であることとする。

2 条例第5条第2項第3号の規則で定める基準は、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅が、内法による測定で、1.8メートル以上(両側に居室がある廊下の幅にあっては、2.7メートル以上)であることとする。

3 条例第5条第2項第4号アの規則で定める基準は、機能訓練室の床面積が、内法による測定で、40平方メートル以上であることとする。

4 条例第5条第2項第6号の規則で定める基準は、食堂の面積が、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上であることとする。

第5条 条例第6条第2項第2号の規則で定める基準は、療養病床に係る病室の床面積が、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上であることとする。

2 条例第6条第2項第3号の規則で定める基準は、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅が、内法による測定で、1.8メートル以上(両側に居室がある廊下の幅にあっては、2.7メートル以上)であることとする。

3 条例第6条第2項第6号の規則で定める基準は、食堂の面積が、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上であることとする。

第6条 条例第7条第2項第2号の規則で定める基準は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積が、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上であることとする。

2 条例第7条第2項第3号の規則で定める基準は、老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。)の床面積が、入院患者1人につき

18平方メートル以上であることとする。

3 条例第7条第2項第4号の規則で定める基準は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅が、内法による測定で、1.8メートル以上であることとする。ただし、両側に居室がある廊下の幅にあっては、内法による測定で、2.7メートル以上(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上)であることとする。

4 条例第7条第2項第5号アの規則で定める基準は、生活機能回復訓練室の床面積が60平方メートル以上であることとする。

5 条例第7条第2項第6号の規則で定める基準は、デイルーム及び面会室の合計した面積が、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2平方メートル以上であることとする。

6 条例第7条第2項第7号の規則で定める基準は、食堂の面積が、内法による測定で、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき1平方メートル以上であることとする。ただし、同項第6号のデイルームを食堂として使用することができる。

第4章 運営に関する基準

(電磁的方法)

第7条 条例第8条第2項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)は、次のとおりとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項(条例第8条第1項に規定する重要事項をいう。以下この条において同じ。)を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第1項各号に規定する方法のうち、指定介護療養型医療施設が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入院患者から支払を受けることができる費用)

第8条 条例第15条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 基準省令第12条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第12条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第12条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第15条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第9条 条例第27条の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (3) 条例第37条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (4) 条例第39条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第10条 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者十分に周知すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第28条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止のための措置)

第11条 条例第39条第1項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、その分析を通じた改善策を従業者に十分に周知するための体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること。
- (4) 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。

第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設に関する基準

(設備の基準)

第12条 条例第44条第2項第1号ア(ウ)の規則で定める基準は、一の病室の床面積等が次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 一の病室の床面積が10.65平方メートル以上であること。ただし、条例第44条第2項

第1号ア(ア)ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上であること。

- (2) 条例第42条に規定するユニット（以下「ユニット」という。）に属さない病室を改修したものについては、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。
- 2 条例第44条第2項第1号イ(イ)の規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。
- 3 条例第44条第2項第2号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下の幅にあっては、2.7メートル以上）であることとする。
- 4 条例第44条第2項第3号アの規則で定める基準は、機能訓練室の床面積が、内法による測定で、40平方メートル以上であることとする。

第13条 条例第45条第2項第1号ア(ウ)の規則で定める基準は、一の病室の床面積等が次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 一の病室の床面積が10.65平方メートル以上であること。ただし、条例第45条第2項第1号ア(ア)ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上であること。
- (2) ユニットに属さない病室を改修したものについては、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。
- 2 条例第45条第2項第1号イ(イ)の規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。
- 3 条例第45条第2項第2号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下の幅にあっては、2.7メートル以上）であることとする。

第14条 条例第46条第2項第1号ア(ウ)の規則で定める基準は、一の病室の床面積等が次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 一の病室の床面積が10.65平方メートル以上であること。ただし、条例第46条第2項第1号ア(ア)ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上であること。
- (2) ユニットに属さない病室を改修したものについては、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。
- 2 条例第46条第2項第1号イ(イ)の規則で定める基準は、一の共同生活室の床面積が2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上であることを標準とする。
- 3 条例第46条第2項第2号の規則で定める基準は、廊下の幅が1.8メートル以上（中廊下の幅にあっては、2.7メートル以上）であることとする。
- 4 条例第46条第2項第3号アの規則で定める基準は、生活機能回復訓練室の床面積が60平方メートル以上であることとする。

（入院患者から支払を受けることができる費用）

第15条 条例第47条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 基準省令第42条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第42条第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第42条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第47条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（職員の配置）

第16条 条例第53条第2項の規定による職員の配置は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- （準用）

第17条 第7条及び第9条から第11条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(人員に関する経過措置)
- 2 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成30年3月31日までの間は、条例第4条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。
- 3 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、当分の間、条例第4条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 医師 常勤換算方法で、1以上
 - (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。ただし、そのうちの1については、看護職員とする。
 - (3) 介護支援専門員 1以上
- 4 当分の間、条例第4条第3項第2号イ中「1以上」とあるのは、「1以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を4で除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）から老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を5で除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）を減じた数の範囲内で、介護職員とすることができる。」とする。
- 5 当分の間、条例第4条第3項第3号中「6」とあるのは、「8」とする。
- 6 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、条例第4条第3項第4号中「作業療法士」とあるのは「週に1日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、この規則第3条第4項中「条例第4条第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士」とあるのは「条例第4条第3項第5号の精神保健福祉士」とする。
- 7 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者及びその員数は、平成30年3月31日までの間は、条例第4条第3項及び前3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法（昭和23年法律第205号）上必要とされる

数以上

- (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が5又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上
 - (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上
 - (6) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
(設備に関する経過措置)
- 8 病床転換による旧療養型病床群（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。）をいう。）であって、平成13年医療法施行規則等改正省令第7条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第4条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第4条第2項中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 9 病床転換による診療所旧療養型病床群（平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。）をいう。）であって、平成13年医療法施行規則等改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号）附則第4条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第5条第2項中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 10 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成30年3月31日までの間は、第4条第2項及び第12条第3項中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 11 平成13年3月1日前から引き続き存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては、当分の間、第6条第1項中「内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル」とあるのは、「入院患者1人につき6平方メートル」とする。
- 12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成30年3月31日までの間は、第6条第3項中「1.8メート

ル」とあるのは「1.2メートル」と、同項ただし書中「2.7メートル以上（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。

13 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第8条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下（附則第8項及び第9項の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅については、第4条第2項及び第5条第2項中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」と、第6条第3項中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、同項ただし書中「2.7メートル以上（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。

北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第15号

北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 人員に関する基準（第3条－第13条）
- 第3章 設備に関する基準（第14条・第15条）
- 第4章 運営に関する基準（第16条－第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第101号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第2章 人員に関する基準

（従業者の基準）

第3条 条例第5条第1項第1号イ(ア)の規則で定める看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) アからウまでに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者（基準省令第4条第1項第1号イ(2)(イ)(i)の厚生労働大臣が定める者を除く。イ及びウにおいて同じ。）の数を6で除した数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) 前号アの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

2 条例第5条第1項第1号ウの規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第5条第1項第1号イの生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 条例第5条第1項第1号イの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 条例第5条第1項第1号イの生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 条例第5条第1項第1号ウのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第4条 条例第5条第1項第2号イの規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、条例第5条第1項第2号及び前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 条例第5条第1項第2号アの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を

行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4 条例第5条第1項第2号アの看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 条例第5条第1項第2号アの生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 条例第5条第1項第2号イのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第5条 条例第5条第1項第3号イの規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、条例第5条第1項第3号ア中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」とする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。

3 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、条例第5条第1項第3号（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及びこの条第1項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

4 条例第5条第1項第3号アの生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 条例第5条第1項第3号イのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第6条 条例第5条第1項第4号ウの規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第5条第1項第4号アの職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

3 条例第5条第1項第4号イの就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

4 条例第5条第1項第4号ウのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第7条 条例第5条第1項第5号イの規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第5条第1項第5号アの職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

3 条例第5条第1項第5号イのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第8条 条例第5条第1項第6号イの規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第5条第1項第6号アの職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

3 条例第5条第1項第6号イのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第9条 条例第5条第1項第7号アの規則で定める生活支援員の本数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第5条第1項第7号アの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

第10条 条例第5条第1項及びこの規則第3条から前条までの利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

2 第3条第4項、第4条第2項及び第3項並びに第5条第2項及び第3項に規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）若しくは自立訓練（生活訓練）の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（従業者の基準の特例）

第11条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第105号。第15条において「指定入所施設基準

条例」という。)第5条に規定する従業者の基準を満たすことをもって、条例第5条第1項第1号及び第7号並びにこの規則第3条及び第9条に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第12条 条例第6条第1項の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者(基準省令第5条第2項の厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者をいう。以下この項において同じ。)の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上
 - (2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第3条第5項、第4条第4項及び第5項、第5条第4項、第6条第2項及び第3項並びに第8条第2項の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上を、常勤としなければならない。
- 3 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第3条第6項、第4条第6項、第5条第5項、第6条第4項、第7条第3項及び第8条第3項の規定にかかわらず、条例第6条第1項のサービス管理責任者のうち、1人以上を、常勤としなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第13条 従たる事業所(条例第7条第1項に規定する従たる事業所をいう。以下この条において同じ。)を設置する場合においては、主たる事業所(同項に規定する主たる事業所をいう。以下この条において同じ。)及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第3章 設備に関する基準

(設備の基準)

第14条 条例第8条第2項第2号ウの規則で定める基準は、居室の利用者1人当たりの床面積が、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上であることとする。

2 条例第8条第2項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅が1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)であること。
- (2) 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

(設備の基準の特例)

第15条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提

供している場合については、指定入所施設基準条例第6条に規定する設備の基準を満たすことをもって、条例第8条に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4章 運営に関する基準

(支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

第16条 条例第21条第3項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

(1) 生活介護を行う場合 次のアからエまでに掲げる費用

- ア 食事の提供に要する費用
- イ 創作的活動に係る材料費
- ウ 日用品費
- エ アからウまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のアからウまでに掲げる費用

- ア 食事の提供に要する費用
- イ 日用品費
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用

- ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額(法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

イ 基準省令第19条第3項第3号ロの厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する

費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、基準省令第19条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(サービス管理責任者の業務)

第17条 条例第26条の規則で定める業務は、次のとおりとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第18条 条例第41条の規定による給付金として支払を受けた金銭の管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

(2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(多目的室に関する経過措置)

2 平成18年10月1日において現に存していた法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの(以下「指定身体障害者更生施設」という。)、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち同項の指定を受けているもの(以下「指定身体障害者療護施設」という。)若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち同項の指定を受けているもの(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。))

第1条の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。)第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(整備省令第1条の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。)第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち同項の指定を受けているもの(旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。))若しくは旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通所療養のうち同項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通所療養」という。))又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。))若しくは同項第2号に規定する精神障害者授産施設(整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))については、当分の間、条例第8条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。

(居室の定員に関する経過措置)

3 平成18年10月1日において現に存していた指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通所療養において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について条例第8条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

(居室の面積に関する経過措置)

4 平成18年10月1日において現に存していた指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設(旧身体障害者更生施設等指定基準附則第3条の適用を受けているものに限る。)、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又

は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第14条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

5 平成18年10月1日において現に存していた精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第14条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。

6 平成18年10月1日において現に存していた指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第14条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

7 平成24年4月1日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって、同日以後指定障害者支援施設となるものに対する第14条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。（ブザー又はこれに代わる設備に関する経過措置）

8 平成18年10月1日において現に存していた指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、条例第8条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

9 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、条例第8条第2項第2号キの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。（廊下の幅に関する経過措置）

10 平成18年10月1日において現に存していた指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物

について第14条第2項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。

11 平成18年10月1日において現に存していた指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、条例第8条第2項第8号の規定は、当分の間、適用しない。

12 平成18年10月1日において現に存していた指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第14条第2項第2号の規定は、当分の間、適用しない。

13 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、条例第8条第2項第8号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第16号

北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第3条－第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第103号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第2章 設備及び運営に関する基準

(耐火建築物等とすることを要しない建物の要件)

第3条 条例第4条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(設備の基準)

第4条 条例第10条第2項第2号ウの規則で定める基準は、居室の利用者1人当たりの床面積が、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上であることとする。

2 条例第10条第2項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅が1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）であること。
- (2) 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

(職員の配置の基準)

第5条 条例第11条第1項第2号イ(ア)の規則で定める看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

- (1) アからウまでに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
ア 平均障害程度区分が4未満 利用者（基準省令第11条第1項第2号イ(2)(イ)(i)の厚生労働大臣が定める者を除く。イ及びウにおいて同じ。）の数を6で除した数
イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

- (2) 前号アの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

2 条例第11条第1項第2号ウの規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
- (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第11条第1項第2号イの生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く

場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。

4 条例第11条第1項第2号イの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 条例第11条第1項第2号イの生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 条例第11条第1項第2号ウのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第6条 条例第11条第1項第3号イの規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
- (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、条例第11条第1項第3号及び前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 条例第11条第1項第3号アの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4 条例第11条第1項第3号アの看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 条例第11条第1項第3号アの生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 条例第11条第1項第3号イのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第7条 条例第11条第1項第4号イの規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
- (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合については、条例第11条第1項第4号ア中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」とする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。

3 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立

訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、条例第11条第1項第4号（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及びこの条第1項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

4 条例第11条第1項第4号ア及びこの条第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 条例第11条第1項第4号イのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第8条 条例第11条第1項第5号ウの規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
- (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第11条第1項第5号アの職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

3 条例第11条第1項第5号イの就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

4 条例第11条第1項第5号ウのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第9条 条例第11条第1項第6号イの規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
- (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第11条第1項第6号アの職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

3 条例第11条第1項第6号イのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第10条 条例第11条第1項第7号イの規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
- (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第11条第1項第7号アの職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

3 条例第11条第1項第7号イのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第11条 条例第11条第1項第8号アの規則で定める生活支援員の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第11条第1項第8号アの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とする。

第12条 条例第11条第1項及びこの規則第5条から前条までの利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。

2 第5条第4項、第6条第2項及び第3項並びに第7条第2項及び第3項に規定する障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）若しくは自立訓練（生活訓練）の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

第13条 条例第12条第1項の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者（基準省令第12条第2項の厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者をいう。以下この項において同じ。）の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第5項、第6条第4項及び第5項、第7条第4項、第8条第2項及び第3項並びに第10条第2項の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上を、常勤としなければならない。

3 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、第5条第6項、第6条第6項、第7条第5項、第8条第4項、第9条第3項及び第10条第3項の規定にかかわらず、条例第12条第1項のサービス管理責任者のうち、1人以上を、常勤としなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第14条 従たる事業所（条例第13条第1項に規定する従たる事業所をいう。以下この条において同じ。）を設置する場合においては、主たる事業所（同項に規定する主たる事業所をいう。以下この条において同じ。）及び従たる事業所の職員（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職

務に従事する者でなければならない。

（サービス管理責任者の業務）

第15条 条例第20条の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
 - (3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- （給付金として支払を受けた金銭の管理）

第16条 条例第35条の規定による給付金として支払を受けた金銭の管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（多目的室に関する経過措置）

- 2 平成18年10月1日において現に存していた法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設（以下「身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法

（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮（以下「知的障害者通勤寮」という。）又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第2号に規定する精神障害者授産施設（整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、条例第10条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。

（居室の定員に関する経過措置）

- 3 平成18年10月1日において現に存していた知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について条例第10条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

（居室の面積に関する経過措置）

- 4 平成18年10月1日において現に存していた身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第4条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 5 平成18年10月1日において現に存していた精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第4条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。
- 6 平成18年10月1日において現に存していた身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用

を受けているもの又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第4条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。 7 平成18年10月1日において現に存していた身体障害者療護施設であって、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第3条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物について第4条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。 （ブザー又はこれに代わる設備に関する経過措置） 8 平成18年10月1日において現に存していた身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、条例第10条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。 （廊下の幅に関する経過措置） 9 平成18年10月1日において現に存していた知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。 10 平成18年10月1日において現に存していた知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、条例第10条第2項第8号の規定は、当分の間、適用しない。 11 平成18年10月1日において現に存していた身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第4条第2項第2号の規定は、当分の間、適用しない。 北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年3月12日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第17号 北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則 北海道障害者職業能力開発校運営規則（昭和40年北海道規則第34号）の一部を次のように改正する。	第1条中「第16条第5項」を「第16条第4項」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年3月12日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第18号 北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則 北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。 第3条中「職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第10条及び第11条」を「北海道普通職業訓練の基準等に関する条例（平成24年北海道条例第109号）第5条及び第6条」に改める。 別記第6号様式中「$\left[\begin{array}{l} \text{職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）} \\ \text{別表第 } \quad \quad \quad \text{によるもの} \end{array} \right]$」を削り、同様式末尾欄外記載上の注意事項を削る。 附 則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。				
	<table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th style="width: 50%; text-align: center;">告</th><th style="width: 50%; text-align: center;">示</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2"> 北海道告示第145号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年3月12日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 396台 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成25年6月3日から平成30年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 </td></tr></tbody></table>	告	示	北海道告示第145号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年3月12日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 396台 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成25年6月3日から平成30年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。	
告	示				
北海道告示第145号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年3月12日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 396台 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成25年6月3日から平成30年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。					

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年3月12日（火）から同年4月17日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部財政局税務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総務部財政局税務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階 札幌道税事務所会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部財政局税務課）

- (2) 入札日時 平成25年4月26日（金）午前10時（送付による場合は、同月25日（木）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部財政局税務課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総務部財政局税務課

- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5079

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of Personal Computer 396 1set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 26, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than April 25, 2013)

C Contact : Taxation Division, Bureau of Financial Administration, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-Chome, Chuo-ku, Sapporo
060-8588 Japan

Phone : 011-204-5079

北海道告示第146号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（倶知安中央第2地区（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、客土））事業の土地改良事業計画を定めた。 その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、平成25年3月13日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成25年3月12日 北海道知事 高 橋 はるみ	北海道知事 高 橋 はるみ 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日 道道 抜海兜沼停車場線 稚内市大字抜海村字上コーチ1590番2地先から 平成25. 3.12 同市大字抜海村字上コーチ1077番1地先まで																																										
北海道告示第147号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（江部乙西地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成25年3月13日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成25年3月12日 北海道知事 高 橋 はるみ	北海道告示第150号 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。 その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 平成25年3月12日 北海道知事 高 橋 はるみ 釧路高山2地区急傾斜地崩壊危険区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までの各点を順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号とを結んだ線によって囲まれた区域 <table><tr><th>市 字</th><th>地 番</th><th>標柱番号</th></tr><tr><td>釧路市 高山</td><td>33番2</td><td>1</td></tr><tr><td>同 白樺台七丁目</td><td>6番9</td><td>2</td></tr><tr><td>同 同</td><td>2番22</td><td>3</td></tr><tr><td>同 同</td><td>2番17</td><td>4</td></tr><tr><td>同 同</td><td>6番4</td><td>5</td></tr><tr><td>同 同</td><td>同</td><td>6</td></tr><tr><td>同 同</td><td>2番24</td><td>7</td></tr><tr><td>同 高山</td><td>33番8</td><td>8</td></tr><tr><td>同 同</td><td>同</td><td>9</td></tr><tr><td>同 同</td><td>同</td><td>10</td></tr><tr><td>同 同</td><td>同</td><td>11</td></tr><tr><td>同 同</td><td>33番3</td><td>12</td></tr><tr><td>同 同</td><td>33番10</td><td>13</td></tr></table>	市 字	地 番	標柱番号	釧路市 高山	33番2	1	同 白樺台七丁目	6番9	2	同 同	2番22	3	同 同	2番17	4	同 同	6番4	5	同 同	同	6	同 同	2番24	7	同 高山	33番8	8	同 同	同	9	同 同	同	10	同 同	同	11	同 同	33番3	12	同 同	33番10	13
市 字	地 番	標柱番号																																									
釧路市 高山	33番2	1																																									
同 白樺台七丁目	6番9	2																																									
同 同	2番22	3																																									
同 同	2番17	4																																									
同 同	6番4	5																																									
同 同	同	6																																									
同 同	2番24	7																																									
同 高山	33番8	8																																									
同 同	同	9																																									
同 同	同	10																																									
同 同	同	11																																									
同 同	33番3	12																																									
同 同	33番10	13																																									
北海道告示第148号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成25年3月12日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1</td><td>解除予定保安林の所在場所</td><td>網走郡大空町字女満別中央389の1・391の1・河東郡音更町字音更西2線2の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）</td></tr><tr><td>2</td><td>保安林として指定された目的</td><td>風害の防備</td></tr><tr><td>3</td><td>解 除 の 理 由</td><td>道路用地とするため</td></tr></table> （「次の図」は、省略し、その図面を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）	1	解除予定保安林の所在場所	網走郡大空町字女満別中央389の1・391の1・河東郡音更町字音更西2線2の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）	2	保安林として指定された目的	風害の防備	3	解 除 の 理 由	道路用地とするため																																		
1	解除予定保安林の所在場所	網走郡大空町字女満別中央389の1・391の1・河東郡音更町字音更西2線2の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）																																									
2	保安林として指定された目的	風害の防備																																									
3	解 除 の 理 由	道路用地とするため																																									
北海道告示第149号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成25年3月12日	総合振興局告示及び振興局告示 北海道空知総合振興局告示第11号 次のとおり一般競争入札による落札者の相手方を決定した。 平成25年3月12日																																										

北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータ等の賃貸借（北海道土木工事設計積算システム端末機） 69台一式

2 落札を決定した日
平成25年3月1日

3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社H B A
(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

4 落札金額
410,000円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成25年1月18日付け北海道空知総合振興局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道札幌建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

北海道オホーツク総合振興局告示第60号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成25年3月12日

北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
乗用自動車の賃貸借 3台分 一式

2 落札者を決定した日
平成25年2月28日

3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 北見三菱自動車販売株式会社
(2) 住 所 北見市本町5丁目10番25号

4 落札金額
84,000円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年1月18日付け北海道オホーツク総合振興局告示第6号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局産業振興部調整課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第12号

平成20年北海道人事委員会告示第6号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報報）の全部を次のように改正する。
平成25年3月12日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

口頭による開示請求を行うことができる個人情報報の内容		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所			
開示対象者及び試験の名称				開示する内容		
第1次試験不合格者	北海道行政職員採用試験	A区分	第1次試験の個別結果及びその成績順位	第1次試験の合格発表の日から起算して1か月間	北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び北海道東京事務所（第1次試験を札幌会場で受験した者の場合を除く。）	
		C区分			北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び第1次試験地の総合振興局又は振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナー	
		B区分			北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び北海道東京事務所（第1次試験を札幌会場で受験した者の場合を除く。）	
	公立小中学校事務職員採用試験	A区分			身体障害者採用選考試験	北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び北海道東京事務所（第1次試験を札幌会場で受験した者の場合を除く。）
		C区分				北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び第1次試験地の総合振興局又は振興局（石狩振興局を除く。）の行政
		B区分				

						情報コーナー	
第2次試験受験者	北海道行政職員採用試験	A区分	一般行政 (不合格者に限る。)	第1次試験の個別結果及びその成績順位並びに第2次試験の個別結果及びその成績順位	第2次試験の合格発表の日から起算して1か月間	北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び北海道東京事務所 (第1次試験及び第2次試験のいずれも札幌会場で受験した者の場合を除く。)	
			教育行政 (不合格者に限る。)				
			上記を除く。				
		C区分(不合格者に限る。)					
	B区分						
	公立小中学校事務職員採用試験	A区分					北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び北海道東京事務所 (第1次試験及び第2次試験のいずれも札幌会場で受験した者の場合を除く。)
		C区分(不合格者に限る。)					
B区分				北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び第1次試験地の総合振興局又は振興局(石狩振興局を除く。)			
身体障害者採用選考試験						北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び第1次試験地の総合振興局又は振興局(石狩振興局を除く。)	
第3次試験受験者	北海道行政職員採用試験	A区分	一般行政	第1次試験の個別結果及びその成績順位並びに第2次試験の個別結果及びその成績順位並びに第3次試験の個別結果及びその成績順位	第3次試験の合格発表の日から起算して1か月間	北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び北海道東京事務所 (第1次試験及び第2次試験のいずれも札幌会場で受験した者の場合を除く。)	
			教育行政				
		C区分					
	公立小中学校事務職員採用試験	C区分					